

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され不動産営業職として勤務し、平成〇年〇月〇日付けでB会社に転籍、その後平成〇年〇月〇日付けでC所在のD会社（以下「会社」という。）に出向となり、同社の関連会社であるE会社Fセンター（以下「事業場」という。）を拠点に管理物件の清掃業務に従事していた。

請求人によると、管理物件の清掃業務を行うようになり、平成〇年〇月頃から右環指痛、同年〇月か〇月頃から左足底部痛、腰痛が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G整形外科に受診し「右環指腱鞘炎」と診断され、同年〇月〇日の受診時には「変形性腰椎症、左足底筋膜炎」と診断された。

請求人は、上記傷病を発症したのは管理物件の清掃作業が原因であるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月からの管理物件の清掃作業が原因で、「右環指腱鞘炎、変形性腰痛症、左足底筋膜炎」を発症したと主張するので、それぞれの疾病の業務起因性について検討する。

(2) 右環指腱鞘炎について

腱鞘炎等の疾病を含む上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「上肢作業認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取り扱いを妥当なものと考えてるので、以下、上肢作業認定基準に基づいて検討する。

ア 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事したのちに発症したものであること」について

請求人は日常の清掃業務に従事し、平成○年○月から高圧洗浄機での高圧洗浄を行っていた旨主張しているが、決定書理に説示のとおり、業務内容の報告書によると、清掃業務自体は業務量、業務内容からみて一般的な清掃のため、「上肢等に負担のかかる作業」とは言い難い。平成○年○月からの高圧洗浄機を使用する作業の際、レバーを握る行為に関しては、示指から小指で握るため環指のみに負担がかかるものではないが、負担があったとしても発

症までの期間が1か月程度の短期であり、「業務に相当期間従事した後に発症したもの」に該当しない。

イ 「発症前に過重な業務に就労したこと」について

「同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合」や「業務量が一定せず、おおむね20%以上増加に該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合」の要件について、同種の業務をしている者はすべてパート労働者のため、比較すべき同種労働者は存在しないことから他の労働者との比較はできないが、決定書理由第に説示のとおり、業務週報及び勤務表によると、前10か月平均の稼働率は、約55%程度であり、所定休日及び有給休暇の取得も認められており、労働時間の増加は認められない、さらに、高圧洗浄作業の増加は認められるものの、日常清掃業務が減少しており、全体的な業務量としてみると増加したとは認められない。

ウ 「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「業務の詳細がわかりませんので、関連するかどうかの判断は困難である。」と述べているが、I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「非災害性であり、過重負担が明らかでなく業務上としがたい。」と述べており、業務との因果関係を否定している。

エ したがって、右環指腱鞘炎は、上肢作業認定基準に示されたいずれの認定要件も満たすとは認められず、業務の事由により発症したとは認められない。

(3) 変形性腰椎症について

業務による腰痛については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「腰痛認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものとするので、以下、腰痛認定基準に基づいて検討する。

請求人は、腰部に負担のかかる業務により発症した旨主張しているため、災害性の原因によらない腰痛に該当するかについて検討することとなる。災害性の原因によらない腰痛については、①腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛、②重量物を取り扱う業務又は腰部に過

度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛に類別されている。

ア ①についてみると、請求人が従事していた作業のうち、清掃業務及び草むしり等の業務が同一姿勢での業務であったとしても、作業時間からすると1回当たりの時間は短く、不自然な姿勢で毎日数時間程度行う業務及び長時間にわたり腰部の伸展ができないような同一作業姿勢を持続して行う作業にも該当するものではなく、請求人の作業内容は、決定書理由に説示のとおり、腰部に過度の負担がかかる業務とは認められない。

イ ②についてみると、請求人の本件事業場での勤務は平成〇年〇月からの約10か月間のことであり、それ以前の業務において腰部に負担のかかる業務に従事したとの請求人の主張はなく、「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛」には該当しないものである。

ウ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「明らかな業務の詳細がわからず、関連するかどうかの判断は困難である。」としつつ、請求人の基礎疾患との関連について、「腰椎X-Pにて、L2-3間の狭小化、骨棘形成、L4-5の後方すべりが認められるため、腰痛は起こり易いと考える。」と述べている。また、I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において「非災害性であり、過重負担が明らかでなく、業務上としがたい。」と述べており、業務との関連を認めていない。

エ したがって、請求人に発症した変形性腰椎症は腰痛認定基準の要件を満たさないことから、業務の事由により発症した疾病とは認められない。

(4) 左足底筋膜炎について

請求人は、「平成〇年〇月に管理物件の日常清掃を行うようになり、毎日の清掃業務の繰り返しにより、平成〇年〇月か〇月頃、左足の裏、腰が痛くなった。」と述べているが、業務中に足を負傷したなど具体的な災害は主張しておらず、業務上の災害に起因するものとは認められない。

さらに、請求人が主張する業務による足への負担については、歩行自体は日常生活での行為であり、それをもって過重であるとは認められない。

したがって、左足底筋膜炎は決定書理由に説示のとおり、業務に起因して発

症した疾病と認めることはできない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、本件請求に係るいずれの疾病も、業務起因性が認められず、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人は一定の基準でなく個別の症状で判断すべきであり、併せて、会社によるパワーハラスメントが継続されていることを認めるべきである旨主張しているが、上記判断を左右するものではないことを申し添える。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。